

## 児童手当の手続きをお願いします

次のような場合は届け出が必要です。

必要書類を準備してお早めに手続きをお願いします。

変更の内容	手続きに必要なもの
市外に住んでいるお子さんや配偶者さんの住所が変わった	新しい住所が分かるものをご準備いただき、『氏名・住所等変更届』を提出してください。
市外に住んでいる配偶者さんと離婚し、今後は配偶者さんがお子さんを引き取る	『資格喪失届』を提出してください。
市外に住んでいる配偶者さんと離婚し、今後は受給者さんと配偶者さんそれぞれがお子さんを引き取る	『額改定届』を提出してください。 離婚により氏名変更となる場合で、金融機関の名義を変えたときは、変更後の名義の通帳またはキャッシュカードをご準備いただき、『児童手当受領口座変更届』を提出してください。
市外に住んでいる人と結婚した（受給者を変更しない場合）	配偶者さんのマイナンバーをご準備いただき、『氏名・住所等変更届』と『個人番号変更等申出書』を提出してください。 結婚により氏名変更となる場合で、金融機関の名義を変えたときは、変更後の名義の通帳またはキャッシュカードをご準備いただき、『児童手当受領口座変更届』を提出してください。
市外に住んでいる人と結婚した（受給者を変更する場合）	『資格喪失届』を提出してください。 配偶者さんは別途児童手当受給の手続きが必要です。 支払われるべき手当があり、最後の支払い前に口座の名義変更をした場合は、変更後の名義の通帳またはキャッシュカードをご準備いただき、『児童手当受領口座変更届』を提出してください。
市外に住んでいる配偶者のお子さん（連れ子）と養子縁組をした （お子さんが高校生までの場合に限る）	養子縁組をしたお子さんのマイナンバー